

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（R5.5.23 中央防災会議幹事会）

厚生労働省防災業務計画（R6.4 厚生労働省）

南海トラフ地震における初動時医療対策のあり方（H29.3 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議災害医療部会）

政府の緊急災害対策本部

- 第4章 2（2）① 緊急対策本部
ア 厚生労働省、文部科学省、防衛省、日本赤十字社及び国立病院機構等の行うDMAT等の派遣、防衛省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁の行うDMAT等の輸送、広域医療搬送の実施について総合調整を行う。
イ 被災府県の要請に基づき、広域医療搬送の実施を決定する。ただし、当分の間、被災府県の要請がない場合であっても、緊急の必要があると認めるときは、広域医療搬送の実施を決定する。
ウ 広域後方医療施設の選定や搬送手段を踏まえ、非被災県及び東京都等における航空搬送拠点を選定する。
- 第4章 3（1）DMAT派遣要請
② 緊急災害対策本部の設置が決定された段階で、直ちに、厚生労働省は都道府県に、文部科学省は国立大学病院に対し、人口・医療資源に比して甚大な被害が想定される府県（※）へのDMAT派遣を要請する。当該要請に基づくDMAT派遣は、派遣先の府県が要請を行ったものとみなす。

厚生労働省災害対策本部

- 第2編 第1章 第2節 第5 厚生労働省災害対策本部の業務
(3) 政府の非常本部等及び関係省庁等との情報交換及び連絡調整
(8) 厚生労働省現地対策本部を設置した場合においては、同本部との連絡調整
(10) その他災害応急対策に関し必要な業務
- 第2編 第1章 第3節 第4 厚生労働省現地対策本部の設置
3 厚生労働省災害対策本部は、厚生労働省現地対策本部を設置した場合には、被害状況及び災害対策に係る情報等の同本部が業務を行うに当たって必要な情報を同本部に提供する。

厚生労働省

- 第1編 第2章 第3節
3 厚生労働省医政局は、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の緊急輸送や傷病者の搬送を円滑に進めることができるようにするため、国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁及び警察庁（以下「緊急輸送関係省庁」という。）との必要な調整を行う。
- 第2編 第1章 第3節 第2 被災地への専門職種等の派遣調整等

日本DMAT本部

「南海トラフ地震における初動時医療対策のあり方」には特に記載なし

緊急災害現地対策本部（中部）

- 第1章 2（3）
① 政府は、南海トラフ地震が発生した場合には、中部地方、近畿地方、四国地方、九州地方において、被害の状況等に応じて、速やかに緊急災害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置する。
② 現地対策本部は、被災都府県の災害対策本部との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急活動、消火活動、医療活動等の実施機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進する。
- 第4章 2（2）② 現地対策本部
ア 被災府県からの要望について取りまとめ、緊急災害対策本部に報告する。
イ 航空搬送拠点の確保等について、必要に応じて、都道府県、指定地方行政機関等との調整を行う。
ウ 大規模地震発生直後における医療活動の空白、偏在を把握し、必要に応じて、医療活動のための輸送に関する調整等を行う。
エ 被災府県内における広域医療搬送が必要な患者等の発生状況を把握し、緊急災害対策本部に随時報告する。

厚生労働省現地対策本部

- 第2編 第1章 第3節 第4 厚生労働省現地対策本部の設置
5 厚生労働省現地対策本部は、政府現地対策本部、地方厚生（支）局及び都道府県労働局と連絡を密にしつつ、被災状況の把握、被災都道府県・市町村における災害対策実施状況の把握、住民ニーズの把握、被災都道府県・市町村の活動に対する助言、厚生労働省災害対策本部等への情報伝達等を行う。更に政府現地対策本部が設置された場合は、当該本部へ派遣された職員の支援を行う。

（参考）東海北陸厚生局災害対策本部

- 東海北陸厚生局業務継続計画及び防災業務計画（R5.7）第3 1（4）局災害対策本部の設置
- ④ 局対策本部の業務
ウ 自治体、関係機関及び現地連絡担当者等からの被災状況等に関する情報の取りまとめ
エ 本省関係部局との連絡調整
オ 政府の現地対策本部等及び関係省庁地方支分部局等から収集した情報の本省への提供
カ 本省現地対策本部との連絡調整

被災都道府県、災害対策本部

- 第4章 2（1）被災都府県の役割
① 被災都府県の災害対策本部内、又は庁内に、保健医療福祉活動の総合調整を行う保健医療福祉調整本部等を設置する。また、保健医療福祉調整本部に被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期エモンを配置する。また、保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮調整機能等の応援のために、必要があると認めるときは、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援要請を行う。
② 医療機関に対し、DMAT等の派遣を要請する。また、必要に応じて非被災道県、厚生労働省、文部科学省及び国立病院機構等に対し、DMAT等の派遣を要請する。
③ DMAT等の医療活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）を確保し、迅速に必要な資器材を準備し設置するなど、各活動場所の運営を行う。また、参集拠点についても同様とする。なお、航空搬送拠点については、確保結果を緊急災害対策本部に報告する。
④ 避難所等の衛生状態や地方公共団体職員の被災状況などについて市町村から必要な情報の収集を行い、当該情報に基づき、非被災道県に対して公衆衛生医師、保健師、管理栄養士、薬剤師等の応援派遣の要請を行い、又は厚生労働省に対して、応援派遣の調整に関する要請を行い、受け入れに向けた連絡調整等を派遣元地方公共団体や市町村と行う。
第4章 3（3）DMATへの任務付与及び指揮
② 被災都府県の災害対策本部内に設置されるDMAT都府県調整本部は、当該都府県に派遣されたDMATを指揮する。
⑤ 被災都府県のDMAT都府県調整本部と消防応援活動調整本部は、地域の医療機関と一体となった活動を展開できるように、被災状況に応じた医療資源の配分方針及びメディカルコントロールに係わる事項等を共有し、医療搬送、現場活動等の密な連携を図る。
- 第4章 4（1）被災都府県は、災害拠点病院等をはじめ、都府県内の全病院等の被災状況及び病院支援の必要性について、EMI S等を用いて情報収集し、厚生労働省等と情報共有する。

各県災害対策本部、保健医療福祉調整本部

- 第2編 第2章 第2節 1
(1) 都道府県災害対策本部の下に、災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部（以下この項において「保健医療福祉調整本部」という。）を設置すること。
(2) 保健医療福祉調整本部及び保健所において、被災都道府県における災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整として、救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・災害支援ナース・保健師等（以下この項において「保健医療活動チーム」という。）の派遣調整、保健医療活動に関する情報連携（保健医療活動チームに対する避難所等での保健医療活動の記録等のための統一的な様式の提示を含む。）並びに保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析を行うこと。
- 第2編 第2章 第4節 第1
3 被災都道府県は、当該都道府県外からの医療の支援が必要な規模の災害が発生した場合には、都道府県災害医療コーディネーター、災害時小児周産期エモン及び災害事業コーディネーター等の助言を参考にし、非被災都道府県に対し、救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣及びドクターヘリの運用を要請する。また、都道府県間での調整が整わないときは、厚生労働省医政局に対して要請を行う。

- （参考）日本DMAT活動要領
・都道府県DMAT調整本部は、被災都道府県災害対策本部及び都道府県保健医療福祉調整本部の指揮下に置かれる。
・被災地内の都道府県DMAT調整本部は、必要に応じて以下の業務を行うものとする。
災害規模に応じて、都道府県災害医療コーディネーター等と連携し、非被災都道府県や厚生労働省にDMAT派遣要請を行うよう助言する

東海DMAT調整本部

- ① 東海四県及び近隣県の医療体制の把握、調整
・EMI S通信機器による災害拠点病院等医療機関、医療圏毎の医療機能状況の把握と中部緊急災害現地対策本部への情報提供
・四県医療機能の継続
・回復に向けた支援物品・燃料等の補給要請の調整
・被災外からの派遣DMATの分配調整
・四県に対するDMAT医療戦略の助言

東海北陸厚生局

- (1) 重点受援県及び近隣県の被災状況、医療機関機能状況の把握
(2) 中部緊急災害現地災害対策本部との連絡調整
(3) 厚生労働省との連絡調整
(4) 厚生労働省との情報共有
(5) 以下については、参集した統括DMATと連携して行う

- ② 地域医療搬送に関する調整
・地域医療搬送拠点の被災状況の把握・解説・運営への助言
・自衛隊、海上保安庁等の航空機を用いた地域医療搬送に関する調整
・自衛隊、海上保安庁等の舟艇を活用した搬送に関する調整
・民間航空機、民間フェリーを用いた搬送に関する調整
・ドクターヘリの越県搬送に関する調整
・陸路による越県搬送に関する調整 など

- ・各県DMAT調整本部への医療戦略に対する助言・支援DMATの各県への分配調整に関する助言
・広域医療搬送に対する助言
・必要に応じた広域医療搬送調整
・重点受援県及び近隣県にまたがる関係機関との連絡調整
・越県地域医療搬送の調整
・各県医療後方支援の調整

各県DMAT調整本部

- ・各県で活動するすべてのDMATの指揮及び調整
・県DMAT調整本部以外の各DMAT本部の設置、指揮及び調整
・県内におけるDMAT活動方針の策定
・県内の病院等の被災情報の収集
・県内で活動するDMAT、医療機関へのロジスティクス
・地域医療搬送における受入病床及び搬送手段の確保の調整
・東海DMAT調整本部、県災害対策本部、県災害医療本部、県派遣調整本部等との連絡及び調整

- ・消防、自衛隊等の関連機関との連携及び調整
・医師会、大学病院、災害拠点病院等と連携し、道府県派遣調整本部におけるコーディネート機能の支援
・ドクターヘリの運航と運用に関わる調整
・東海北陸厚生局、厚生労働省との情報共有
・撤収及び追加派遣の必要性の判断
・その他必要な事務

静岡県、愛知県、岐阜県、三重県

1. 災害対策本部の設置
衛生主管部局、他県、国、指定公共団体他関係機関との連絡調整
2. DMAT派遣要請
3. 地域医療搬送の要請
4. DMAT調整本部設置